

- 度的项目；
- n 各地环境保护部门应严格审批各类新、改、扩建项目。对超过污染物总量控制指标、生态破坏严重或者尚未完成生态恢复任务的地区，应暂停审批新增污染物排放总量和对生态有较大影响的建设项目。对不能达标排放或超过污染物排放总量规定的企业，坚决不批准其新上项目；
 - n 各地环境保护部门应严格执行国家产业政策，从严控制产能过剩、污染严重、高能耗、高物耗行业的投资规模，把不符合科学发展观、不利于可持续发展的投资规模控制住。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.sepa.gov.cn/eic/649086811032780800/20060710/19639.shtml>

同時」制度を守らないプロジェクトに対し重点的に取り締まる。

- n 各地の環境保護部門は、各種の新規建設、改築、拡張プロジェクトについて厳格に審査批准しなければならない。汚染物総量規制指標を超え、生態破壊が嚴重で、その上生態系の回復任務を完成していない地区に対し、汚染物総量の新規増加と生態系に大きな影響を及ぼすプロジェクトの新規建設の審査批准を一時停止する。排出基準が達成できず、又は汚染物排出総量規定を超過した企業に対し、その新規建設プロジェクトを断固批准しない。
- n 各地の環境保護部門は、国家産業政策を厳格に執行し、生産能力が過剰、汚染が嚴重、エネルギー消費が高く、物資消費が高い業種の投資規模を厳格に規制しなければならず、科学的發展觀に合致せず、持続可能な發展に不利がある投資規模を規制しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.sepa.gov.cn/eic/649086811032780800/20060710/19639.shtml>

I 关于落实新建住房结构比例要求的若干意见

【发布单位】建设部

【发布文号】建住房【2006】165号

【发布日期】2006-07-06

【施行日期】2006-07-06

【提 示】该若干意见，进一步强调和解释了《国务院办公厅转发建设部等部门关于调整住房供应结构稳定住房价格意见的通知》【国办发（2006）37号】的相关内容。该若干意见明确指出：

- n 自 2006 年 06 月 01 日起，各城市（包括县城）年度（从 06 月 01 日起计算）新审批、新开工的商品住房总面积中，套型建筑面积 90 平方米以下住房（含经济适用住房）面积所占比重，必须达到 70%以上。
- n 套型建筑面积是指单套住房的建筑面积，由套内建筑面积和分摊的共有建筑面积组成。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

- n 《国务院办公厅转发建设部等部门关于调整住房供应结构稳定住房价格意见的通知》【国办发（2006）37号】

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300846224519>

- n 《关于落实新建住房结构比例要求的若干意见》【建住房（2006）165号】

I 新規建設住宅構造比率要求を実行することに関する若干意见

【発布機関】建設部

【発布番号】建住房【2006】165号

【発布日】2006-07-06

【施行日】2006-07-06

【コメント】この若干意见は、「国务院官庁が建設部等の部門のために転送する『住宅供給構造の調整と住宅価格安定意見』に関する通知」【国弁発（2006）37号】の關係内容を更に強調・解釈している。この若干意见には次のことが明確化されている。

- n 2006 年 06 月 01 日から、各都市（県を含む）が年次的に新しく（06 月 01 日より起算する）審査批准する新着工の分譲住宅の総面積の中、建築面積が 90 平方米以下の住宅（エコミー住宅を含む）の面積は、70%以上に達しなければならない。
- n 建築面積とは、一戸の住宅の建築面積と按分した共同建築面積の合計のことを指す。

【關係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。

- n 「国务院官庁が建設部等の部門のために転送する『住宅供給構造の調整と住宅価格安定意見』に関する通知」

【国弁発（2006）37号】

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300846224519>

- n 「新規建設住宅構造比率要求を実行すること

<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006071401.htm>

関する若干意見】【建住房(2006)165号】
<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006071401.htm>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

二、関係する新たな情報

I 外资银行在华经营新规即将出台

I 外資銀行の在中国の経営に関する新法令がもうすぐ登場する

中国银监会主席刘明康在香港透露, 2006年12月11日是中国银行业开放的时间表, 目前银监会正会同其他部门制定外资银行在华经营的新规, 预计不久将会颁布。中国将允许外资银行选择两种发展模式, 一方面外资银行在内地的业务不会再受到地域及分行数目限制, 外资银行可以申请开设新分行, 这些分行可以得到国民待遇, 另外, 外资银行也可以选择本地注册, 享有国民待遇。

中国銀行業監督管理委員会主席劉明康氏が香港で明らかにしたところでは、2006年12月11日は中国銀行業界の開放のスケジュールであり、現在、銀监会はその他の部門と共同で、外資銀行の在中國の経営に関する新法令を制定しており、まもなく発布する見込みである。中国は外資銀行に2つの発展メカニズムの選択しを与え、外資銀行の中国内陸における業務に対する地域・支店数の上の制限が消えてゆき、外資銀行は支店の新設を申請することができ、これらの支店は内国民待遇を受けることができる。一方で、外資銀行は現地登録を選択することができ、内国民待遇を受用することができる。

(摘自 2006年07月12日中国金融网)

(2006年07月12日版中国金融網より抜粋)

I 享受“两免三减半”税收优惠政策的生产性外商投资企业的界定

I 「二免三減半」の稅收優遇政策を享受する生産型外商投資企業の定義

根据《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》及其实施细则的规定, 生产性外商投资企业, 经营期在十年以上的, 从开始获利的年度起, 第一年和第二年免征企业所得税, 第三年至第五年减半征收企业所得税, 我们通常称之为“两免三减半”的税收优惠政策。外商投资企业要享受“两免三减半”的税收优惠政策, 需要注意如下条件:

「中華人民共和國外商投資企業と外國企業所得稅法」及びその實施細則の規定によると、生産型外國投資企業は、經營期間が10年以上の場合、利益を計上した年度から、1年目と2年目は企業所得稅が免除され、3年目から5年目までは企業所得稅が半減されることになっており、これが一般的にいわれる「二免三減半」の稅收優遇政策である。外商投資企業が「二免三減半」の稅收優遇政策を享受する場合には、次の条件に注意しなければならない。

1. 属于生产性外商投资企业

国家税务总局对外商投资的若干行业是否属于生产性外商投资企业作了肯定性和排除性的列举:

1. 生産型外商投資企業であること

國家稅務總局は、外商投資による幾つかの業界が生産型外商投資に該当するかどうかについて、肯定的な例と消去法による例を挙げている。

属于生产性外商投资企业的行业:	不属于生产性外商投资企业的行业:
1. 机械制造、电子工业	1. 从事室内外装修、装潢或室内设施的安装调试;包括从事电梯、电扶梯安装的企业和从事对粗装建筑物、构筑物进行地面、表面铺装、门窗等设施安装的企业
2. 能源工业(不含开采石油、天然气)	2. 从事广告、名片、图画等制作业务和书刊发行
3. 冶金、化学、建材工业	3. 从事食品加工制作,主要是用于自设餐饮厅或铺面销售
4. 轻工、纺织、包装工业	4. 从事家用电器维修和生活器具维修
5. 医疗器械、制药工业	5. 外商投资企业将全部财产出租给承租人进行生产、经营的专业从事房地产开发经营
6. 农业、林业、畜牧业、渔业和水利业	6. 专业从事房地产业务
7. 从事生产技术的科学研究和开发	7. 专门从事投资业务的外商投资企业按照有关法规从事投资业务及与投资有关的其它业务
8. 直接为生产服务的科技开发、地质普查、产业信息咨询和生产设备、精密仪器维修服务业	8. 从事进出口商品品质、规格、数量、重量、包装、价格等的委托检验、鉴定、认证等业务
9. 建筑业	9. 投资从事旅游观光缆车、索道服务业务
10. 外商投资企业专门从事为开发土地、建筑房屋而进行平整土地业务的,可视为建筑业企业	10. 从事邮电通信业务
11. 从事建筑、安装、装配工程设计和为工程项目提供劳务(包括咨询劳务)	11. 从事股权投资及转让、以及为企业提供创业投资管理、咨询等服务的创投企业
12. 交通运输业(不含客运)	12. 外商投资企业专门从事购进商品进行简单
13. 用自有的运输工具和储藏设施,直接为客户提供仓储、运输服务	
14. 从事搬家、搬运业务的外商投资企业,但不包括从事函件物品(特快)传递业务的外商投资企业	
15. 从事饲养、养殖(包括水产品养殖)、种植业(包	

生産型外商投資企業に該当する業界:	生産型外商投資企業に該当しない業界:
1. 機械製造、電子工業	1. 室内外の装飾、飾付、又は室内設備の取付と調整への従事。エレベーター、エスカレーターの取り付けを行なう企業及び建築物、構築物について、床や表面の舗装を行なったり、窓等の設備を取付ける企業を含む
2. エネルギー工業(石油、天然ガスの採掘を含まない)	2. 広告、名刺、イラスト等の製作業務及び書簡の発行
3. 冶金、化学、建材工業	3. 食品加工への従事、主に自設レストラン又は店舗での販売用のもの
4. 軽工業、紡績、梱包工業	4. 家庭用電器の保守及び生活器具の保守
5. 医療器械、製薬工業	5. 外商投資企業が生産・経営用に全部の財産を借主に貸し出す場合
6. 農業、林業、牧畜業、漁業及び水利業	6. 不動産開発の経営に専門に従事する場合
7. 生産技術に従事する科学研究と開発	7. 投資業務に専門に従事する外商投資企業が、関係法規に基づき、従事する投資業務及び投資と関係するその他の業務
8. 生産に直結する科学技術開発、地質の全面調査、産業情報コンサルティングと生産設備、精密計器の保守サービス業	8. 輸出入商品の品質、規格、数量、重量、梱包、価格等の委託検査、鑑定、認証等の業務
9. 建築業	9. 旅行観光ケーブルカー、ロープウェーサービス業務への投資
10. 外商投資企業が別途に土地の開発、建物の建築のために整地業務に従事する場合は、建設業企業と見なすことができる	10. 郵便・電信通信業務
11. 建築、取付、組立工事設計の取扱、及び、工事プロジェクトのための労務提供(コンサルティング労務を含む)	11. 持分投資及び譲渡、企業のための創業投資マネジメント、コンサルティング等のサービスを提供するベンチャー企業
12. 交通輸送業(旅客運搬業務は含まない)	12. 外商投資企業が商品を購入し、簡単な組立、仕訳、梱
13. 自社用の運搬用具と貯蔵施設を利用して、顧客に倉庫、輸送サービスを直接に提供する	
14. 引越し、運搬業務を取り扱う外商投資企業、だが、書状物品(特急)の転送業務を取り扱う外商投資企業は含まない	
15. 飼育、養殖(水産品の養殖を含む)、栽培業(花	

括种植花卉)、饲养禽畜、犬、猫等动物	组装、分装、包装、清洗、挑选、整理后销售的业务(未改变原商品的形态、性能、成分的)
16. 从事污水、垃圾处理业务	
17. 国家人民防空部门与外商共同投资举办、从事中国人民防空工程的建设、改造投资业务	

【备注】

外商投资企业的营业执照所限定的经营范围兼有生产性业务和非生产性业务的，或者营业执照所限定的经营范围仅有生产性业务，但其实际也从事非生产性业务的，在税法规定的从企业开始获利年度起计算的减免税期限内，企业可在其生产性经营收入超过全部业务收入 50%的年度，享受该年度相应的免、减税待遇；其在生产性经营收入未超过全部业务收入 50%的年度，不得享受该年度相应的免、减税优惠待遇。此外，外商投资企业的营业执照所限定的经营范围无生产性业务的，无论其实际经营活动中，生产性业务的比重多大，均不得作为生产性企业享受有关税收优惠政策。

2. 经营期在十年以上

若实际经营期不满十年的，应当补缴已免征、减征的企业所得税税款。

3. 从开始获利年度起计算“两免三减半”

开始获利年度，是指企业开始生产经营后，第一个获得利润的纳税年度。根据相关规定：

- 1) 企业开办初期有亏损的，可按规定逐年结转弥补，以弥补后有利润的纳税年度为开始获利年度。
- 2) 当从企业获利年度起连续计算，不得因中间发生亏损而推延。

若外商投资企业于年度中间开业，当年获得利润而实际生产经营期不足六个月的，企业选择就当年获得的利润依照税法规定缴纳企业所得税的，其免征、减征企业所得税的期限可推延于下一年度起计算；下一年度无论是盈利还是亏损，均应作为免征、减征所得税年度的开始，不得因为企业下一年度发生亏损而重新确定开始获利的年度及再推延计算免征、减征企业所得税的期限。

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 14 日整理编写)

卉的栽培を含む)、家畜家禽、犬、猫等の動物の飼育	包、清浄、選別、整理した後で販売を行なう業務(もとの商品の形態、性能、成分は変わらない)
16. 污水、ゴミ処理業務	
17. 国家人民防空部門と外商が共同で出資し設立した、中国人民防空工事の建設や改造投資業務	

【備考】

外商投資企業の営業許可証で限定する経営範囲に生産性業務と非生産性業務のどちらもある場合、又は、営業許可証で限定する経営範囲には生産性業務しかないが、実際には、非生産性業務も取り扱っている場合には、税法で規定する企業が利益を計上した年度から起算する税金の減免期限内であれば、企業はその生産性経営の収入が全部の業務収入の 50%を超えた年度においては、その年度に相応の税金の免除・減額の待遇を受けることができる。その生産性経営の収入が全部の業務収入の 50%に満たない年度においては、その年度に相応の税金の免除・減額の優遇を受けてはならない。また、外商投資企業の営業許可証に限定する経営範囲に生産性業務がない場合には、実際の経営活動において生産性業務の割合がどれだけあるとに係らず、生産型企業として税收優遇政策を享受してはならない。

2. 経営期間が 10 年以上であること

実際の経営期間が 10 年に満たさない場合は、すでに免税・減額された企业所得税の税金を追納しなければならない。

3. 利益を計上した年度から「二免三減半」を計算することになる

利益を計上した年度とは、企業が生産経営を開始した後で、1 年目の利益を計上した納税年度を言う。関係規定によれば、次の通りである。

- 1) 企業に設立当初、損失がある場合は、規定に従って、次期繰越して補填でき、補填後に利益の出た納税年度が利益計上した年度となる。
- 2) 企業の所得税免除・減額の期限は、企業が利益を計上した年度から連続して計算しなければならない。途中で損失が発生したからといって期限を引き延ばしてはならない。

外商投資企業が年度の途中で開業し、その年に利益が出ても、実際の生産経営期間が 6 ヶ月に満たない場合は、企業はその年に獲得した利益は税法の規定に従って企业所得税を納付するようにし、企业所得税の免除・減額の期限を翌年度から起算するように延ばすことができる。翌年度には、利益が出ても、損失が出ても、いずれも所得税を免除・減額する年度が始まり、企業は翌年度に損失が出たからといって、利益計上の年度を改めて確定し、企业所得税の免除・減額の期限を更に引き延ばしてはならない。

(里兆法律事務所が 2006 年 7 月 14 日付けで作成)

I 关于外商投资的有限责任公司的出资期限

《中华人民共和国公司法》(主席令 2005 年第 42 号; 以下简称“新《公司法》”)实施后, 关于外商投资的有限责任公司出资期限的立法冲突问题, 律师编写了《关于外商投资企业出资期限问题的立法冲突》, 并刊登在《里兆法律资讯》(Trial2・2006/02/11-2006/02/17)。随着《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81 号, 以下简称“《执行意见》”)以及《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》(商务部令 2006 年第 3 号)的出台, 上述立法冲突问题得到了解决。根据前述法律, 目前关于外商投资的有限责任公司的出资期限问题, 律师简要整理如下:

企业类型	出资形式	出资期限
外商独资、外商合资、中外合资、中外合作的外资公司	一次性缴付出资	<ul style="list-style-type: none"> 营业执照签发之日起 6 个月内缴足
	分期缴付出资	<ul style="list-style-type: none"> 首期出资不低于认缴出资额的 15% 首期出资自营业执照签发之日起 3 个月内缴足 其余出资在 2 年内缴足
投资性公司	<ul style="list-style-type: none"> 营业执照签发之日起 2 年内出资不低于 3000 万美元 其余出资 5 年内缴足 	

尽管, 目前关于外商投资的有限责任公司的出资期限问题, 已经明确。但是, 鉴于上述规定仍与新《公司法》关于有限责任公司的出资期限的规定(“首次出资额不得低于注册资本的 20%, 也不得低于法定的注册资本最低限额, 其余部分由股东自公司成立之日起 2 年内缴足”)不同, 律师认为, 长远来看, 新《公司法》的相关规定可能是今后外商投资的有限责任公司的出资期限问题进行法律调整的方向。

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 14 日整理编写)

I 外商投資の有限責任会社の出資期限について

「中華人民共和國会社法」(主席令 2005 年第 42 号。以下、新「会社法」という)の実施後、外商投資の有限責任会社の出資期限の立法上の矛盾の問題について、弁護士は「外商投資企業の出資期限に係る問題の立法上の矛盾について」という文章を作成し、「里兆法律情報」(Trial2・2006/02/11-2006/02/17)に掲載した。その後、「外商投資の会社の審査批准登記管理の法律適用の若干問題に関する執行意見」(工商外企字【2006】81号、以下、「執行意見」という)及び「外資投資による投資性公司(傘型企業)に関する補充規定」(商務部令 2006 年第 3 号)の打ち出しに伴い、上記の立法上の矛盾の問題が解決された。上記の法律に基づき、現在、外商投資有限責任会社の出資期限の問題について、弁護士は以下の通り簡潔にまとめる。

企業の種類	出資の形式	出資期限
外商独资、外商合资、中外合资、中外合作的外资公司	出資金額を 1 回で全額払い込む。	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証の交付日より 6 ヶ月以内に全額払い込む。
	出資金額を分割して払い込む。	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回目の出資金額は払込額の 15% を下回らない。 第 1 回目の出資金額は、営業許可証の交付日より 3 ヶ月以内に払い込む。 その他の出資金額は、2 年以内に払い込む。
投資性公司	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証の交付日より 2 年以内の出資金額は 3000 万米ドルを下回らない。 その他の出資金額は、5 年以内に払い込む。 	

外商投資の有限責任会社の出資期限の問題が既に明確にしているにもかかわらず、上記の規定は、新「会社法」に定める有限責任会社の出資期限に関する規定(「第 1 回目の出資金額は登録資本の 20% を下回ってはならず、法定の登録資本金の最低額を下回ってはならない。その他の部分は会社成立日より 2 年以内に出資者がこれを払い込む」とは矢張り異なっている。弁護士は、長期的にみれば、新「会社法」の関係する規定は今後、外商投資の有限責任会社の出資期限の問題に係る法律調整の方向であろうと考える。

(里兆法律事務所が 2006 年 7 月 14 日付けて作成)